

医療・福祉施設等物価高騰対策支援金Q & A

第 1 版

目次

1	医療・福祉施設等物価高騰対策支援金について	1
1-1	医療・福祉施設等物価高騰対策支援金の目的は。	1
1-2	支援金の支給額は。	1
1-3	支給された支援金の用途制限は。	2
1-4	高齢者施設等、障がい児者施設等の支給額が低いのではないかと。	2
1-5	市町村が独自に実施している物価高騰対策支援金等と重複して受給することはできるか。	3
1-6	医療・福祉施設等物価高騰対策支援金支給要綱第2条第2項第4号で「別に定めるものを除く」としているものは何か。	3
2	支援金の支給対象医療・福祉施設等について	4
2-1	支援金の支給対象医療・福祉施設等は。	4
2-2	休止中の事業所は、事業を実施しているとみなされるか。	4
2-3	事業譲渡等により令和7年度時点から運営法人が変更になっている場合は、新旧どちらの法人が申請するのか。	5
2-4	施設は青森県内にあるものの、本社が青森県内にない場合、申請できるか。	5
2-5	指定管理者の管理する施設や福祉施設事務組合が設置した施設は支援金の対象となるか。	5
2-6	現在廃業を視野に入れて運営しているが、申請可能か。	5
2-7	複数の施設を運営している場合、施設ごとの申請になるのか、法人単位の申請になるのか。	5
2-8	複数の施設を運営している場合、施設単位で支給を受けられるのか。もしくは、運営する施設の中から1つ支給対象施設を選択し、その分しか受給できないのか。	6
2-9	同じ建物内で、複数の施設を運営している場合、施設ごとに申請できるか。	6
2-10	申請書に記載する分類番号とは何か。	6
3	支援金の申請について	7
3-1	申請の受付期間はいつか。また、支援金の支給はいつか。	7
3-2	支援金の申請方法は。	7
3-3	申請書類は何か必要か。	7

3-4	申請書類はどこで入手できるか。.....	7
3-5	申請書の記載方法等がわからないため直接口頭で相談したい。.....	8
3-6	インターネットバンキングを利用しているが、口座が分かる書類とは何を用意すればよいか。.....	8
3-7	郵送による提出の場合、通帳を撮影した画像を印刷したものを提出してもよいか。.....	8
3-8	申請後、一部施設の記載漏れや表記誤りなどの申請内容の誤りに気付いた場合はどうすればよいか。.....	8
3-9	ダイレクトメールはどこに届くのか。.....	8
3-10	ダイレクトメールが届いていないが、申請できるか。.....	9
3-11	前回まであった施設 ID は無いのか。.....	9
4	施設種別毎の留意事項について.....	10
4-1-1	申請書に記載する病床数・定員はいつ時点のものか。.....	10
4-1-2	事業形態は変わらないが、手続き上、旧事業を廃止し、新事業の指定を受けた場合は、いつ時点の定員とすべきか。(例：市町村所管の地域密着型通所介護から県所管の通常型の通所介護への変更する場合).....	10
4-2-1	独立行政法人や国立大学法人が開設する医療機関は支援金の対象になるか。.....	10
4-2-2	特別養護老人ホーム等の「医務室」は支援金の対象になるか。.....	10
4-2-3	病床数には、休床中の病床数も含まれるか。.....	10
4-3-1	支援金の対象となる高齢者施設等の事業所・施設の種別はどのようになっているか(要綱別表(第2条、第3条関係))。.....	11
4-3-2	(地域密着型)特定施設入居者生活介護の指定を受けている介護付有料老人ホームは、どちらで申請を行えばよいか。.....	11
4-3-3	同一の事業所で高齢者施設等と障がい児者施設等の両方のサービス(共生型サービス等)の指定を受けている場合の補助対象はどうなるのか。.....	12
4-3-4	通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護は、午前、午後の2単位でサービスを提供している場合、定員はどうなるか。.....	12
4-3-5	看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護の定員の考え方は。.....	12
4-3-6	サービス付き高齢者向け住宅の定員の考え方は。.....	12
4-3-7	特定福祉用具販売は対象となるか。.....	12
4-4-1	同一の事業所で障がい児者施設等と高齢者施設等の両方のサービス(共生	

型サービス等)の指定を受けている場合の補助対象はどうなるのか。.....	13
4-4-2 障害者支援施設の場合は、日中活動サービスについても施設入所支援とは別に申請ができるのか。.....	13
4-4-3 短期入所(空床型)の場合は、本体施設とは別に申請できるのか。....	13
4-4-4 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護の場合は、指定を受けているサービス毎に申請できるのか。.....	13
4-4-5 地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援の場合は、指定を受けているサービス毎に申請できるのか。.....	13
4-4-6 多機能型による事業所の定員は。.....	13
4-5-1 保育施設の対象施設は何か。.....	14
4-5-2 保育施設の定員とは、認可定員と利用定員のどちらか。また、いつ時点の数か。.....	14
4-6-1 学校施設の対象施設は何か。.....	15
4-6-2 学校施設の実員とは何か。.....	15
4-7-1 一般公衆浴場以外の公衆浴場は支援対象にならないのか。.....	16
5 その他	17
5-1 医療・福祉施設等物価高騰対策支援金全般に係る問い合わせ先は。.....	17
5-2 申請書類の到達確認や審査状況、支給日等を問い合わせたい。.....	17
5-3 申請書類の提出先は県でよいのか。.....	17
5-4 申請書類を持参により提出できるか。.....	17
5-5 本支援金の税金上の取り扱いは。課税対象となるか。.....	18
5-6 支援金の申請について、電話がかかってくることはあるか。.....	18

1 医療・福祉施設等物価高騰対策支援金について

1-1 医療・福祉施設等物価高騰対策支援金の目的は。

急激な円安の進行や食材料費・エネルギー価格等の高騰等により厳しい環境が続く事業者等への支援として、医療施設、高齢者施設等、障がい児者施設等、保護施設、保育施設、学校施設（私立）、一般公衆浴場（以下「医療・福祉施設等」という。）を対象として、医療・福祉施設等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を支給するものです。

1-2 支援金の支給額は。

支援金の支給額は以下のとおり、「支給金額（1 医療・福祉施設等当たり）」欄の区分に応じた額となっています。

区分			支給金額 (1 医療・福祉施設等当たり)
医療施設	病院、有床診療所		施設当たり85,000円＋ 17,800円×病床数
	無床診療所、歯科診療所		施設当たり85,000円
	薬局、助産所、施術所		施設当たり42,500円
高齢者施設等	入所系	短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム	1,200円×定員
		住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅	800円×定員
	通所系	通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護	600円×定員
	訪問系	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅介護支援、福祉用具貸与	施設当たり11,000円

障がい児者施設等	入所系	障害者支援施設、共同生活援助、障害児入所施設、短期入所	1,200円×定員
	通所系	療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、児童発達支援（センター）、放課後等デイサービス	600円×定員
	訪問系	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援	施設当たり11,000円
保護施設	救護施設		19,000円×定員
保育施設	保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、居宅訪問型保育事業所、事業所内保育事業所、認可外保育施設、病児保育事業所		6,000円×定員
（学校施設 私立）	幼稚園		6,000円×実員※
一般公衆浴場			施設当たり255,000円

※ 実員：令和7年5月1日現在在籍する園児の数

1-3 支給された支援金の用途制限は。

用途制限はなく、実績の報告等も不要ですが、支援金は、Q1-1のとおり、安定的なサービス提供の継続のために支給するものであり、医療・福祉施設等の運営費及び食材料費に充当されるのが望ましいものです。

1-4 高齢者施設等、障がい児者施設等の支給額が低いのではないか。

高齢者施設等及び障がい児者施設等については、支給額の中に食材料費相当分が含まれておりません。

高齢者施設等については、介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業費補助金により、食材料費相当分の補助があります。詳細はURLをご確認ください。

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/koreihoken/servicekeizoku.html>

障がい児者施設等については、障害福祉サービス等継続支援事業費補助金により、食材料費相当分の補助があります。詳細はURLをご確認ください。

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/syofuku/service_keizoku.html

1-5 市町村が独自に実施している物価高騰対策支援金等と重複して受給することはできるか。

受給可能です。ただし、市町村側が要綱等で重複を制限している場合がありますので、ご確認をお願いします。

1-6 医療・福祉施設等物価高騰対策支援金支給要綱第2条第2項第4号で「別に定めるものを除く」としているものは何か。

要綱第2条第2項では、支給対象外の医療・福祉施設等を規定しており、第4号は、令和7年度分として青森県が実施する他の物価高騰対策支援事業による支援を受けた又は受ける予定の者について、支給対象外としています。別に定めるものによる支援については、支給対象外としないこととしています。

支給対象外としないものは以下のとおりです。

- ・令和7年5月から7月に県が実施した医療・福祉施設等物価高騰対策支援金
- ・令和7年12月から令和8年2月に県が実施した医療・福祉施設等物価高騰対策支援金
- ・令和8年度に実施する介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業費補助金及び障害福祉サービス等継続支援事業費補助金

2 支援金の支給対象医療・福祉施設等について

2-1 支援金の支給対象医療・福祉施設等は。

所在地が青森県内であり、令和7年度中に事業を実施している医療・福祉施設等が対象となります。

一般公衆浴場は、令和8年1月1日時点で営業している施設が対象となります。

【対象外】

次のいずれかに該当する者が設置する医療・福祉施設等

- ・ 令和8年4月1日以降に指定を受け、事業を開始した医療・福祉施設等
- ・ 国又は地方公共団体
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- ・ 県税等県の債権に未納がある者
- ・ 令和7年度分として、青森県が実施する他の物価高騰対策支援事業により、光熱費・食材料費分として支援を受けた者又は支援を受ける予定の者

※令和7年5月から7月に実施した医療・福祉施設等物価高騰対策支援金は、令和6年度分として支給しているため、支給を受けた場合でも申請できます。

※令和7年12月から令和8年2月に実施した医療・福祉施設等物価高騰対策支援金は、令和7年度分として支給していますが、今回の支援金はその不足分として実施するため、前回支給を受けた場合でも申請できます。

（8月中旬に各施設へ送付したリーフレット及び8月17日に掲載される新聞広告では令和7年10月から12月と記載していますが、令和7年12月から令和8年2月が正しい実施期間となります。）

※令和8年度に実施する介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業費補助金及び障害福祉サービス等継続支援事業費補助金を申請した又は申請する予定であっても、Q1-4のとおり、支援の内容が異なるため、本支援金を申請できます。

- ・ 上記のほか、本支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が認めたものの

2-2 休止中の事業所は、事業を実施しているとみなされるか。

申請時点で休止している場合でも、令和7年度に1日以上事業を実施している場合は対象となります。

2-3 事業譲渡等により令和7年度時点から運営法人が変更になっている場合は、新旧どちらの法人が申請するのか。

新法人が申請してください。

2-4 施設は青森県内にあるものの、本社が青森県内でない場合、申請できるか。

本社が青森県外にあっても、青森県内を所在地とする施設が存在する場合、当該施設分については支給対象となります。

2-5 指定管理者の管理する施設や福祉施設事務組合が設置した施設は支援金の対象となるか。

地方公共団体が設置した医療・福祉施設等については、本支援金支給の対象になりません。

建物の指定管理のみを受けている事業者が、当該建物の一部を使用して医療・福祉施設等を運営する場合（設置者が事業者の場合）であって、医療・福祉施設等として使用している部分の光熱水費が指定管理料に含まれず、事業者が負担している場合は、本支援金の対象となります。

2-6 現在廃業を視野に入れて運営しているが、申請可能か。

Q2-1の支給対象医療・福祉施設等の条件を満たしている場合は、申請いただけます。

なお、申請日時点で事業所等を廃止していても、運営法人等が存続していれば申請いただけます。

ただし、事業譲渡による廃止の場合は申請できません。

2-7 複数の施設を運営している場合、施設ごとの申請になるのか、法人単位の申請になるのか。

法人が運営する施設をとりまとめて申請してください。

申請書用紙やweb申請フォームの施設情報記載欄が不足する場合は、複数回に分けて申請してください。

なお、1法人が複数の施設を運営している場合であっても、振込先の口座番号が異なる場合は、口座番号ごとに申請してください。

2-8 複数の施設を運営している場合、施設単位で支給を受けられるのか。もしくは、運営する施設の中から1つ支給対象施設を選択し、その分しか受給できないのか。

施設単位の支給になります。

例えば、A法人が病院と通所リハビリテーションを運営している場合、どちらの支給も受けられます（高齢者施設関係Q4-3-1のとおり、みなし指定は除きます。）。

また、医療と介護両方の指定を受けた通所リハは、医療施設の分類番号で申請してください。

2-9 同じ建物内で、複数の施設を運営している場合、施設ごとに申請できるか。

Q1-2の表に掲げる施設に該当し、かつ専用区画が共有でなければ、施設単位で支給を受けることができます。

なお、専用区画が共有で複数の施設を運営する場合は、1施設分の支給額となりますので、注意してください。（2施設分の申請は不可）

例：医療施設等の「施術所」について、同じ住所地（建物内）において、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師としての施術所と柔道整復師としての施術所を併設している場合

2-10 申請書に記載する分類番号とは何か。

施設の種類ごとに設けた番号です。ダイレクトメールに同封した手引きに記載している分類番号表のうち「施設種類番号」の4桁の数字が分類番号です。

ダイレクトメールの封筒の右上にも印字しています。

3 支援金の申請について

3-1 申請の受付期間はいつか。また、支援金の支給はいつか。

申請期間は、令和8年8月17日（月）～10月15日（木）です。

支援金の支給は、審査を終えたものから順次行い、11月中には完了することを予定しています。ただし、申請書に不備があり修正に時間を要した場合は、遅れる可能性があります。

3-2 支援金の申請方法は。

申請書類の郵送による方法と、医療・福祉施設等物価高騰対策支援金事務局ホームページの申請フォームから申請する方法があります。

医療・福祉施設等物価高騰対策支援金事務局ホームページ

<https://iryofukushitoushienkin.pref.aomori.lg.jp/>

3-3 申請書類は何が必要か。

郵送申請の場合は、以下の2種類の書類をご準備ください。

① 医療・福祉施設等物価高騰対策支援金申請書（支給要綱様式第1号）

② 振込先が分かる書類（預金通帳等）の写し

※ 預金通帳等の写し：通帳の表紙裏面の見開き（カタカナでの名義・口座番号が記載されている部分）の写し

Web申請の場合は、振込先が分かる書類（預金通帳等）をスキャン又は撮影した画像データをご準備ください。

3-4 申請書類はどこで入手できるか。

各施設あてに送付したダイレクトメールに同封しているほか、県ホームページ及び

医療・福祉施設等物価高騰対策支援金事務局ホームページで公開しています。

県ホームページ＞メニュー＞部署別＞健康医療福祉部＞健康医療福祉政策課＞

医療・福祉施設等物価高騰対策支援金について

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/kkenkofu/iryofukushitoubukkakoutoushienkin.html>

医療・福祉施設等物価高騰対策支援金事務局ホームページ

<https://iryofukushitoushienkin.pref.aomori.lg.jp/>

3-5 申請書の記載方法等がわからないため直接口頭で相談したい。

下記、医療・福祉施設等物価高騰対策支援金コールセンターで個別相談に応じていますのでお問い合わせください。

<開設期間>令和8年8月17日（月）～11月6日（金）

<電話番号>0120-519-073

<受付時間>午前9時～午後5時（土日祝除く）

3-6 インターネットバンキングを利用しているが、口座が分かる書類とは何を用意すればよいか。

口座名義及び口座番号が確認できる画面のキャプチャー画像や撮影した画像データを提出してください。（郵送申請の場合は画像データを印刷したもの）

提出する際は、画像が鮮明であり、金融機関名および支店名、口座番号などの内容が読み取れるものであるかどうかをあらかじめ確認してください。

3-7 郵送による提出の場合、通帳を撮影した画像を印刷したものを提出してもよいか。

差し支えありません。

画像が鮮明で、金融機関名および支店名、口座番号などの内容が読み取れるものであるかどうかをあらかじめ確認してください。

3-8 申請後、一部施設の記載漏れや表記誤りなどの申請内容の誤りに気付いた場合はどうすればよいか。

下記、医療・福祉施設等物価高騰対策支援金コールセンターにお問い合わせください。

<開設期間>令和8年8月17日（月）～11月6日（金）

<電話番号>0120-519-073

<受付時間>午前9時～午後5時（土日祝除く）

3-9 ダイレクトメールはどこに届くのか。

対象施設宛に送付します。

ダイレクトメールの送付先は施設ごとですが、申請はQ2-7のとおり、法人ごととなりますのでご注意ください。

3-10 ダイレクトメールが届いていないが、申請できるか。

対象事業者リストの不備等によりダイレクトメールが送付されなかった可能性があります。

Q1-2の区分に記載された医療・福祉施設等は対象となりますので、Q2の各問で対象外となっていない場合は申請可能です。

3-11 前回まであった施設IDは無いのか。

Web申請に使用するシステムが異なるため、今回は施設IDの付与を行っていません。

なお、ダイレクトメールの封筒の右上に4桁の数字が記載されていますが、施設IDではなく、分類番号ですのでご注意ください。

4 施設種別毎の留意事項について

【全般】

4-1-1 申請書に記載する病床数・定員はいつ時点のものか。

令和7年4月1日時点の病床数・定員とします。

なお、令和7年4月2日から令和8年3月31日までに指定を受け、新規で事業を開始した事業者は、指定を受けた時点の病床数・定員とします。

4-1-2 事業形態は変わらないが、手続き上、旧事業を廃止し、新事業の指定を受けた場合は、いつ時点の定員とすべきか。（例：市町村所管の地域密着型通所介護から県所管の通常型の通所介護への変更する場合）

事業形態に変更がない場合は、事業として継続しているものとみなし、令和7年4月1日時点の定員とします。

なお、旧事業が、令和7年4月2日から令和8年3月31日までに指定を受け、新規で事業を開始した場合は、指定を受けた時点の定員とします。

【医療施設等関係】

4-2-1 独立行政法人や国立大学法人が開設する医療機関は支援金の対象になるか。

対象になります。

4-2-2 特別養護老人ホーム等の「医務室」は支援金の対象になるか。

特別養護老人ホーム等の「医務室」や企業内診療所は、対象外です。

4-2-3 病床数には、休床中の病床数も含まれるか。

休床中の病床数は含まれません。申請に当たっては、休床中の病床数を減じた上で、支給額を算出してください。

なお、休床中の病床数は、「病床機能報告」において、県に「休棟中等」として報告した病床数をいいます。

【高齢者施設等関係】

4-3-1 支援金の対象となる高齢者施設等の事業所・施設の種別はどのようなになっているか（要綱別表（第2条、第3条関係））。

以下のとおりとなります。

○入所系

短期入所生活介護（空床型を除く）、短期入所療養介護（みなし指定を除く）、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

○通所系

通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護（共用型を除く）、通所リハビリテーション（みなし指定を除く）、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

○訪問系

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅介護支援、福祉用具貸与

※1 介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、介護サービスの種別により支給する。

※2 介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、介護サービスの種別により支給する。

※3 （地域密着型）特定施設入居者生活介護は、介護付有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅のみが対象となります。

4-3-2 （地域密着型）特定施設入居者生活介護の指定を受けている介護付有料老人ホームは、どちらで申請を行えばよいか。

（地域密着型）特定施設入居者生活介護として申請してください。本体施設との重複申請はできません。

4-3-3 同一の事業所で高齢者施設等と障がい児者施設等の両方のサービス（共生型サービス等）の指定を受けている場合の補助対象はどうなるのか。

例えば介護保険サービスと障害福祉サービスを同一区画で、職員が兼務して事業を行っている場合は、重複申請はできません。この場合は、高齢者施設等の分類番号で申請してください。

4-3-4 通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護は、午前、午後の2単位でサービスを提供している場合、定員はどうなるか。

「同時にサービスの提供を受けることができる利用者の上限」が定員数になります。
例：利用定員25人、単位（午前25人）（午後25人）となっている場合、定員は25人

4-3-5 看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護の定員の考え方は。

登録定員となります。

例：登録定員25人、通いサービス15人、宿泊サービス9人の場合→定員25人

4-3-6 サービス付き高齢者向け住宅の定員の考え方は。

重要事項説明書に記載している定員数となります。

4-3-7 特定福祉用具販売は対象となるか。

対象となります。福祉用具貸与として申請してください。なお、福祉用具販売と福祉用具貸与は重複して申請できません。

【障がい児者施設等関係】

4-4-1 同一の事業所で障がい児者施設等と高齢者施設等の両方のサービス（共生型サービス等）の指定を受けている場合の補助対象はどうなるのか。

Q4-3-3のとおり

4-4-2 障害者支援施設の場合は、日中活動サービスについても施設入所支援とは別に申請ができるのか。

日中活動サービスの定員数が障害者支援施設の入所定員数を超える場合、障害者支援施設は入所定員数で申請し、日中活動サービスは、障害者支援施設の入所定員数を除いた定員数で申請してください。

例1：障害者支援施設の定員数 40人 ⇒ 入所系40人で申請

例2：日中活動サービスの定員数 60人 ⇒ 通所系20人で申請

4-4-3 短期入所（空床型）の場合は、本体施設とは別に申請できるのか。

申請できません。

4-4-4 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護の場合は、指定を受けているサービス毎に申請できるのか。

上記サービスについて同一事業所番号で指定を受けている場合は、サービス毎の申請はできません。1つの事業所として申請してください。事業所番号が異なる場合であっても、施設設備を共用している場合は、1つの事業所として申請してください。

4-4-5 地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援の場合は、指定を受けているサービス毎に申請できるのか。

上記サービスについて同一事業所で事業を実施している場合は、サービス毎の申請はできません。1つの事業所として申請してください。

4-4-6 多機能型による事業所の定員は。

定員数は、全サービスの合計数が上限となります。

例：児童発達支援と放課後等デイサービスを多機能型の事業所として指定を受けおり、定員は両サービス合わせて10人の場合→児童発達支援、放課後等デイサービスのいずれかの定員10人として申請。又は、児童発達支援5人、放課後等デイサービス5人で申請。

【保育施設関係】

4-5-1 保育施設の対象施設は何か。

支援金の対象となる保育施設とは、保育所、認定こども園（保育所型・幼保連携型・幼稚園型）、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、居宅訪問型保育事業所、事業所内保育事業所、認可外保育施設（事業所内保育施設・企業主導型保育事業所を含む。）、病児保育事業所（病児対応型・病後児対応型に限る。）です。

なお、ベビーシッター、幼稚園や一時預かり事業所、保育型児童館等の児童館、放課後児童クラブ、公立の施設は対象外です。

4-5-2 保育施設の定員とは、認可定員と利用定員のどちらか。また、いつ時点の数か。

支援金の基礎となる定員は、保育所及び認定こども園等の利用定員で、令和7年4月1日時点のものとします。

なお、令和7年4月2日から令和8年3月31日までに指定を受け、新規で事業を開始した事業者は、指定を受けた時点の定員とします。

また、分園を設置している場合は、本園と分園をあわせて1施設とし、合算した利用定員となります。

【学校施設（私立）関係】

4-6-1 学校施設の対象施設は何か。

支援金の対象となる学校施設とは、私立の幼稚園です。

なお、幼稚園以外の私立の学校及び公立の施設は対象外です。

4-6-2 学校施設の実員とは何か。

実員は、令和7年5月1日現在在籍する園児の数とします。

【公衆浴場関係】

4-7-1 一般公衆浴場以外の公衆浴場は支援対象にならないのか。

公衆浴場法で許可対象となる公衆浴場は、一般公衆浴場とその他の公衆浴場がありますが、一般公衆浴場の入浴料金は、物価統制令等に基づき、その上限（以下「統制額」という。）を知事が指定することとされています。

支援金の対象となる公衆浴場は、統制額の対象であり、物価高騰分を価格転嫁できない一般公衆浴場を対象としたものです。

そのため、物価統制令が適用されない、その他の公衆浴場（ヘルスセンター、サウナを主とする浴場等）は対象外です。

5 その他

5-1 医療・福祉施設等物価高騰対策支援金全般に係る問い合わせ先は。

医療・福祉施設等物価高騰対策支援金コールセンターにお問い合わせください。

<開設期間> 令和8年8月17日（月）～11月6日（金）

<電話番号> 0120-519-073

<受付時間> 午前9時～午後5時（土日祝除く）

5-2 申請書類の到達確認や審査状況、支給日等を問い合わせたい。

個別の進捗をお答えすることはできません。申請内容に不備がある場合は、事務局から申請書に記載された連絡先にご連絡いたします。

審査が完了しましたら、審査結果と給付金額を書面によりお知らせいたします。

5-3 申請書類の提出先は県でよいのか。

県は医療・福祉施設等物価高騰対策支援金の事務（申請書の受付・審査・支給・コールセンター）を、外部へ委託しています。委託事業者が指定する以下の住所へ郵送してください。

<提出先> 〒030-0812

青森県青森市堤町1丁目2-21 青森県食糧会館4F

医療・福祉施設等物価高騰対策支援金事務局 宛

なお、申請はQ3-2の医療・福祉施設等物価高騰対策支援金事務局ホームページの申請フォームでも受け付けています。

5-4 申請書類を持参により提出できるか。

業務の都合上、持参による受付はご遠慮いただいております。郵送又は医療・福祉施設等物価高騰対策支援金事務局ホームページの申請フォームによる申請をお願いします。

医療・福祉施設等物価高騰対策支援金事務局ホームページ

<https://iryofukushitoushienkin.pref.aomori.lg.jp/>

5-5 本支援金の税金上の取り扱いは。課税対象となるか。

この支援金は、税務上、益金（個人事業主の場合は総収入金額）に参入され課税対象となる可能性があります。詳細については税務署にご確認ください。

5-6 支援金の申請について、電話がかかってくることはあるか。

あります。

申請書に不備があった場合、修正をお願いするために「医療・福祉施設等物価高騰対策支援金事務局」より連絡することがあります。

事務局から問い合わせする場合は、事務局ホームページで公開する番号からになります。事務局を装った不審な電話にはご注意ください。